様式第９号の２（第16条第１項関係）

時間外労働に関する協定届
休日労働

労働保険番号	25 (都道府県)	1 (所掌)	01 (管轄)	017544 (基幹番号)	000 (枝番号)	(被一括事業場番号)
法人番号	2130001032655					

事業の種類	事業の名称	事業の所在地（電話番号）	協定の有効期間［事業場外］
その他の事業 硝子製造業	日本電気硝子株式会社能登川事業所内株式会社ティーエム・テックス事業所	（〒 529 － 1295 ） 滋賀県東近江市今町９０６番地 電話 0748 （42 ）2255	令和 7 年 3 月 11 日 ～ 令和 8 年 3 月 10 日 ［ 年 月 日 ～ 年 月 日］

時間外労働

	時間外労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類［事業場外］	労働者数（満18歳以上の者）	所定労働時間（1日）（任意）	延長することができる時間数 1日 法定労働時間を超える時間数	1日 所定労働時間を超える時間数（任意）	1箇月（①については45時間まで、②については42時間まで） 法定労働時間を超える時間数	1箇月 所定労働時間を超える時間数（任意）	1年（①については360時間まで、②については320時間まで）起算日 令和 7 年 3 月 11 日 法定労働時間を超える時間数	1年 所定労働時間を超える時間数（任意）
① 下記②に該当しない労働者	所定労働時間において業務が終了しない場合	硝子製品加工・検査業務	17人	8 時間 0 分 ［ 時間 分］	8 時間 分	時間 分	45時間 分	時間 分	360時間 分	時間 分
			人	時間 分 ［ 時間 分］	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分
			人	時間 分 ［ 時間 分］	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分
			人	時間 分 ［ 時間 分］	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分
② 1年単位の変形労働時間制により労働する労働者			人	時間 分 ［ 時間 分］	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分
			人	時間 分 ［ 時間 分］	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分
			人	時間 分 ［ 時間 分］	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分
			人	時間 分 ［ 時間 分］	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分	時間 分

休日労働

休日労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類［事業場外］	労働者数（満18歳以上の者）	所定休日（任意）	労働させることができる法定休日の日数	労働させることができる法定休日における始業及び終業の時刻
臨時業務が入った場合	硝子製品加工・検査業務	17人	土・日・祝（工場カレンダー）	1か月 4回	0 時 0 分 ～ 24 時 0 分
		人		回	時 分 ～ 時 分

上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならず、かつ２箇月から６箇月までを平均して80時間を超過しないこと。
（チェックボックスに要チェック）

受付
令和 7 年 2 月 14 日
東近江労働基準監督署

時間外労働
休日労働に関する協定届（特別条項）

様式第９号の２（第16条第１項関係）

臨時的に限度時間を超えて労働させることができる場合	業務の種類［事業場外］	労働者数（満１８歳以上の者）	１日（任意） 延長することができる時間数 法定労働時間を超える時間数	 所定労働時間を超える時間数（任意）	１箇月（時間外労働及び休日労働を合算した時間数。100時間未満に限る。） 限度時間を超えて労働させることができる回数（６回以内に限る。）	延長することができる時間数及び休日労働の時間数 法定労働時間を超える時間数と休日労働の時間数を合算した時間数	 所定労働時間を超える時間数と休日労働の時間数を合算した時間数（任意）	限度時間を超えた労働に係る割増賃金率	１年（時間外労働のみの時間数。720時間以内に限る。） 起算日（年月日） 令和 7 年 3 月 11 日 延長することができる時間数 法定労働時間を超える時間数	 所定労働時間を超える時間数（任意）	限度時間を超えた労働に係る割増賃金率
その他（事由不明を含む。） 特に繁忙の際 所定労働時間内において業務が終了しない場合	生産工程従事者 硝子製品加工・検査業務	17 人	8 時間 0 分	時間 分	6 回	75 時間 0 分	時間 分	25 %	720 時間 0 分	時間 分	25 %
		人	時間 分	時間 分	回	時間 分	時間 分	%	時間 分	時間 分	%
		人	時間 分	時間 分	回	時間 分	時間 分	%	時間 分	時間 分	%
		人	時間 分	時間 分	回	時間 分	時間 分	%	時間 分	時間 分	%
		人	時間 分	時間 分	回	時間 分	時間 分	%	時間 分	時間 分	%
		人	時間 分	時間 分	回	時間 分	時間 分	%	時間 分	時間 分	%
		人	時間 分	時間 分	回	時間 分	時間 分	%	時間 分	時間 分	%
		人	時間 分	時間 分	回	時間 分	時間 分	%	時間 分	時間 分	%
限度時間を超えて労働させる場合における手続	通告	労働者代表に事前通知									

	（該当する番号）	（具体的内容）
限度時間を超えて労働させる労働者に対する健康及び福祉を確保するための措置	☑ ① 労働時間が一定時間を超えた労働者に医師による面接指導を実施すること。 ☐ ② 労働基準法第37条第４項に規定する時刻の間において労働させる回数を１箇月について一定回数以内とすること。 ☐ ③ 終業から始業までに一定時間以上の継続した休息時間を確保すること。 ☐ ④ 労働者の勤務状況及びその健康状態に応じて、代償休日又は特別な休暇を付与すること。 ☐ ⑤ 労働者の勤務状況及びその健康状態に応じて、健康診断を実施すること。 ☐ ⑥ 年次有給休暇についてまとまった日数連続して取得することを含めてその取得を促進すること。 ☐ ⑦ 心とからだの健康問題についての相談窓口を設置すること。 ☐ ⑧ 労働者の勤務状況及びその健康状態に配慮し、必要な場合には適切な部署に配置転換をすること。 ☑ ⑨ 必要に応じて、産業医等による助言・指導を受け、又は労働者に産業医等による保健指導を受けさせること。 ☐ ⑩ その他	対象労働者に対して医師による面接指導、保健指導を実施。

上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならず、かつ２箇月から６箇月までを平均して80時間を超過しないこと。 ☑

（チェックボックスに要チェック）

協定の成立年月日　令和 7 年 2 月 13 日

協定の当事者である労働組合（事業場の労働者の過半数で組織する労働組合）の名称

又は労働者の過半数を代表する者の　職名 検査員　氏名 小笠原　久仁子

協定の当事者（労働者の過半数を代表する者の場合）の選出方法　（投票　信任投票による選出）

○上記協定の当事者である労働組合が事業場の全ての労働者の過半数で組織する労働組合である又は上記協定の当事者である労働者の過半数を代表する者が事業場の全ての労働者の過半数を代表する者であること。 ☑

○上記労働者の過半数を代表する者が、労働基準法第41条第２号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による手続により選出された者であつて使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。 ☑

令和 7 年 2 月 13 日

使用者　職名 代表取締役　氏名 松岡　敬太

東近江 労働基準監督署長殿

受付
令和 7 年 2 月 14 日
東近江労働基準監督署

時間外労働
休日労働 に関する協定届

労働保険番号	25101017544000
法人番号	2130001032655

様式第９号の2(第16条第１項関係)

事業の種類	事業の名称	事業の所在地(電話番号)	協定の有効期間
硝子製造業	日本電気硝子株式会社能登川事業所 内 株式会社ティーエム・テックス事業所	〒 521-1295 滋賀県東近江市今町906番地 電話番号： 0748-42-2255	2025年3月11日 から1年間

		時間外労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類	労働者数(満18歳以上の者)	所定労働時間(１日)(任意)	延長することができる時間数					
						１日		１箇月(①は45時間まで、②は42時間まで)		１年(①は360時間まで、②は320時間まで)	
						法定労働時間を超える時間数	所定労働時間を超える時間数(任意)	法定労働時間を超える時間数	所定労働時間を超える時間数(任意)	起算日(年月日) 2025年3月11日 法定労働時間を超える時間数	所定労働時間を超える時間数(任意)
時間外労働	① 下記②に該当しない労働者	所定労働時間において業務が終了しない場合	硝子製品加工・検査業務	17人	8時間	8時間		45時間		360時間	
	② １年単位の変形労働時間制により労働する労働者										

	休日労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類	労働者数(満18歳以上の者)	所定休日(任意)	労働させることができる法定休日の日数	労働させることができる法定休日における始業及び終業の時刻
休日労働	臨時業務が入った場合	硝子製品加工・検査業務	17名	土・日・祝(工場カレンダー)	1ヶ月4回	0:00~24:00

上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならず、かつ2箇月から6箇月までを平均して80時間を超過しないこと。 ☑ (チェックボックスに要チェック)

受付 令和7年2月14日
東近江労働基準監督署

時間外労働
休日労働 に関する協定届（特別条項）

様式第９号の2（第16条第１項関係）

臨時的に限度時間を超えて労働させることができる場合	業務の種類	労働者数（満18歳以上の者）	１日（任意）		１箇月（時間外労働及び休日労働を合算した時間数。100時間未満に限る。）				１年（時間外労働のみの時間数。720時間以内に限る。）		
			延長することができる時間数		限度時間を超えて労働させることができる回数（６回以内に限る。）	延長することができる時間数及び休日労働の時間数		限度時間を超えた労働に係る割増賃金率	起算日（年月日） 2025年3月11日		
			法定労働時間を超える時間数	所定労働時間を超える時間数（任意）		法定労働時間を超える時間数と休日労働の時間数を合算した時間数	所定労働時間を超える時間数と休日労働の時間数を合算した時間数（任意）		延長することができる時間数 法定労働時間を超える時間数	延長することができる時間数 所定労働時間を超える時間数（任意）	限度時間を超えた労働に係る割増賃金率
特に繁忙の際、所定労働時間内に置いて業務が終了しない場合	硝子製品加工・検査業務	17人	8時間		6回	75時間		25%（60時間超50%）	720時間		25%

限度時間を超えて労働させる場合における手続	労働者代表への通知	
限度時間を超えて労働させる労働者に対する健康及び福祉を確保するための措置	（該当する番号）①、⑨	（具体的内容）対象労働者に対して産業医による面接指導,保険指導を実施。

上記で定めた時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、1箇月について100時間未満でなければならず、かつ2箇月から6箇月までを平均して80時間を超過しないこと。 ☑ （チェックボックスに要チェック）

協定の成立年月日 2025年2月13日

協定の当事者である労働組合（事業場の労働者の過半数で組織する労働組合）の名称又は労働者の過半数を代表する者の

職名 検査員
氏名 小笹原 久仁子 ㊞

協定の当事者（労働者の過半数を代表する者の場合）の選出方法 （ 信任投票による選出 ）

☑ 上記協定の当事者である労働組合が事業場の全ての労働者の過半数で組織する労働組合である又は上記協定の当事者である労働者の過半数を代表する者が事業場の全ての労働者の過半数を代表する者であること。 （チェックボックスに要チェック）

☑ 上記労働者の過半数を代表する者が、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法によ手続により選出された者であつて使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。 （チェックボックスに要チェック）

2025年2月13日

使用者 職名 代表取締役
氏名 松岡 敬太

東近江 労働基準監督署長殿

受付 令和7年2月14日 東近江労働基準監督署